

花巻市立西南中学校「いじめ防止基本方針」

令和8年5月改訂

I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

【要旨】いじめは、絶対に許されないことであり、重大な人権侵害である。いじめられている生徒を必ず守り通すこと、いじている生徒には毅然とした姿勢で向き合うことが必要である。

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こりうるものであり、特定のいじめっ子やいじめられっ子だけの問題ではなく、どの生徒も被害者はもちろん、加害者にもなり得るとする「事実」を正しく理解していく必要がある。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することのないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、心身の苦痛を感じている生徒等の立場に立って行う。

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

3 いじめの禁止

いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように保護者や関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、更にその再発防止に努める。

II いじめの未然防止のための取り組み

【要旨】 いじめのように「目に見えにくい」問題事象の場合には、事後対応ではなく「未然防止のための取り組み」がとりわけ大切である。

問題行動対応の取り組みではなく、これまでどおり「健全育成型の取り組み(自己有用感を高める、自尊感情を高める、魅力ある学校づくり・学級づくり等)」を基軸としていく。

1 教職員による指導について

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳性を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うために、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめ防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳や学級活動等の時間を利用し「いじめ防止を考える日」を設定する。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等を効率的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」は校長、副校長、生徒指導主事、各学年主任、教育相談担当、養護教諭で構成する。校長の判断により、必要に応じて、ふれあい共育推進員、スクールカウンセラーなど専門的な知識を有する者、部活動顧問・担任等、当該生徒の状況を把握している者を参加させることができる。
- (3) 通常は教育支援委員会（ケース会議）と同時開催で、月2回程度とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

花巻市西南中学校 令和8年度「いじめ防止対策委員会」

役 職	職 名
委 員 長	校 長
副委員長	副 校 長
委 員	生徒指導主事
委 員	1 学年主任
委 員	2 学年主任
委 員	3 学年主任
委 員	教育相談担当
委 員	養護教諭

3 教職員研修

- (1) いじめ防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上を図る。
- (2) いじめ問題に関わる校内研修会を年2回(7月・12月)実施する。

III いじめの早期発見の在り方

- (1) いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を実施する。
- (2) いじめの調査実施後、担任との面談を速やかに実施する。
- (3) 生徒及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるように、相談体制の整備を図る。

IV いじめに対する対応

【要旨】 いじめを発見したら、決して目をそらさず、素早く対応することが問題を重大なものにしないために大事である。しかし、生徒は個々それぞれに違いうし、いじめの事象もさまざまである。どうやって対応していけばいいのか、具体的な対応の方法や聞き取りの手順などをまとめる必要がある。

1 いじめに対する学校としての対応

- (1) いじめに係る情報が教職員によせられた時は、教職員は当該生徒等を保護するとともに、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに「いじめ防止対策委員会(窓口は生徒指導主事)」に報告し、学校の組織的対応につなげる。
- (2) 事実確認は生徒指導主事等の指示のもとチームで行う。いじめの認定等については個人の判断に委ねることなく、いじめ防止対策委員会で協議する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援(見守り・ケア)と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (4) いじめを行った生徒等について、いじめを受けた生徒等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるようにするための措置についていじめ防止対策委員会で協議する。
- (5) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる時は、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

2 ネット上いじめへの対応

- (1) いじめ防止対策委員会を開き、正確な事実把握と情報管理に努め、適時的・機動的に対応する。ネット上のいじめは、学校内だけでは解決できないこともあるため、必要に応じて警察等の関係機関と連携して対処する。
- (2) 犯罪行為(名誉き損・侮辱・暴行・傷害)に関しては「社会で許されないことは学校でも許されない」という、毅然とした姿勢で粘り強い指導を展開する。
- (3) トラブルの全容解明と再発防止に向け保護者を含め徹底して事後指導にあたる。
- (4) 生徒、保護者を対象とした情報モラル教育の推進を図る。

V 重大事態への対応

いじめにより生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、また、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、以下の対応を行う。なお、児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして、調査・報告等にあたる。

- (1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 学校評価

いじめを隠ぺいせず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

【『徳』温かく、豊かな心を育む ウ いじめ防止の取組と教育相談の実施】

VII 年間計画

月	未然防止	早期発見
4	○PTA 総会等でいじめ対策の保護者へ啓発 ○「学級開き」の人間関係づくり	○「定例いじめ防止対策委員会」 →「教育支援委員会（ケース会議）」（月2回程度）
5		○いじめアンケート
6	○いじめ防止を考える日（全校集会）	○学校生活アンケート
7	○いじめにかかわる校内研修会 ○学校評価による取組の検証	○教育相談週間 ○三者面談
8		
9		○心とからだの健康観察
10		
11	○情報モラル教育	○学校生活アンケート ○保護者アンケート
12	○学校評価による取組の検証 ○いじめにかかわる校内研修会	○教育相談週間 ○三者面談
1		○まなびフェストによる生徒自己評価 ▼
2		
3	○学校評価による取組の検証	

※アンケートは、卒業後1年を経過するまで学校で保管する。